

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 4) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 6)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 4) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税 6)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
			《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。
			《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局		経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：平成31年4月～令和元年8月 分析対象期間：平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し

			平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更 平成 26 年度 対象交付金の見直し 平成 27 年度 2 年延長・拡充・縮減 ① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ④ 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成 29 年度 1 年延長 平成 30 年度 2 年延長・縮減 ① 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ② 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。
			《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度

			80%以上となることを引き続き目指す。 また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した担い手への農地集積・集約化を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す。																					
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。																					
10	有効性等	① 適用数	適用件数 単位：法人 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th></tr><tr><td>平成 28</td><td>2,903</td><td>1,304</td></tr><tr><td>29</td><td>3,165</td><td>1,724</td></tr><tr><td>30（見込）</td><td>3,610</td><td>1,999</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>4,117</td><td>2,317</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>4,117</td><td>2,317</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>4,117</td><td>2,317</td></tr></table> ※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数。見込みの算定根拠は別添1参照。	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 28	2,903	1,304	29	3,165	1,724	30（見込）	3,610	1,999	令和元（見込）	4,117	2,317	2（見込）	4,117	2,317	3（見込）	4,117	2,317
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																						
平成 28	2,903	1,304																						
29	3,165	1,724																						
30（見込）	3,610	1,999																						
令和元（見込）	4,117	2,317																						
2（見込）	4,117	2,317																						
3（見込）	4,117	2,317																						
		② 適用額	国税における適用額 単位：億円 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th></tr><tr><td>平成 28</td><td>222</td><td>105</td></tr><tr><td>29</td><td>239</td><td>143</td></tr><tr><td>30（見込）</td><td>223</td><td>133</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>217</td><td>130</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>217</td><td>130</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>217</td><td>130</td></tr></table> ※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添1参照。	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 28	222	105	29	239	143	30（見込）	223	133	令和元（見込）	217	130	2（見込）	217	130	3（見込）	217	130
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																						
平成 28	222	105																						
29	239	143																						
30（見込）	223	133																						
令和元（見込）	217	130																						
2（見込）	217	130																						
3（見込）	217	130																						

③ 減収額	国税及び地方税における減収額																																							
	単位：億円																																							
	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">農業経営基盤強化準備金</th><th colspan="2">農用地等を取得した場合の課税の特例</th></tr><tr><th>国税</th><th>地方税</th><th>国税</th><th>地方税</th></tr><tr><td>平成 28</td><td>33.3</td><td>26.5</td><td>15.8</td><td>12.5</td></tr><tr><td>29</td><td>35.9</td><td>28.3</td><td>21.5</td><td>17.0</td></tr><tr><td>30（見込）</td><td>33.4</td><td>26.4</td><td>20.0</td><td>15.8</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>32.5</td><td>25.7</td><td>19.5</td><td>15.4</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>32.5</td><td>25.7</td><td>19.5</td><td>15.4</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>32.5</td><td>25.7</td><td>19.5</td><td>15.4</td></tr></table>	年度	農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成 28	33.3	26.5	15.8	12.5	29	35.9	28.3	21.5	17.0	30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8	令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4
	年度		農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例																																			
		国税	地方税	国税	地方税																																			
	平成 28	33.3	26.5	15.8	12.5																																			
	29	35.9	28.3	21.5	17.0																																			
	30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8																																			
	令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																			
	2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																			
3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 198 回国会報告等）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目ごと（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添 1 参照。）																																								
④ 効果																																								
《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、H30 年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で 99%、農業用機械等で 99%となっており、本措置は、分析対象期間である H28 年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、平成 30 年度までは、各年度において目標を達成している。 今後とも、本措置を活用した継続的な農用地等の取得が行われることにより、最終年度（2 年間）で、農用地は約 2,300ha、農業用機械等は約 10,000 台の取得が見込まれる。経営改善計画は、その目標年次を 5 年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年に渡ることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。 担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランによる地域の話合いを活性化すること等により取組の加速化を図りつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。																																								

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（H30年度）

①農用地	取得計画面積 A	1,185ha
	取得実績 B	1,183ha
	達成率 (B/A)	99.9%
②農業用機械等	取得計画台数 A	5,106 台
	取得実績 B	5,073 台
	達成率 (B/A)	99.4%

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度 (推計)	R2 年度 (推計)	R3 年度 (推計)
農用地	取得計画	1,739ha	1,483ha	1,185ha	1,154ha	1,154ha	1,154ha
	取得実績	1,583ha	1,389ha	1,183ha	1,152ha	1,152ha	1,152ha
	(達成率)	91%	94%	99%	99%	99%	99%
農業用機械等	取得計画	3,157 台	4,202 台	5,106 台	4,972 台	4,972 台	4,972 台
	取得実績	2,877 台	3,987 台	5,073 台	4,940 台	4,940 台	4,940 台
	(達成率)	91%	95%	99%	99%	99%	99%

(注) (1)～(2)のH30年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。R元年度～R3年度の推計値は、H30年度とR元年度予算の交付金増減率により算出し、R2・R3年度は同数とした。

本措置はH19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、R元年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度 (推計)	R2 年度 (推計)	R3 年度 (推計)
年間集積 目標面積	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha
集積増加面積	62,460 ha	41,014 ha	31,304 ha	44,926 ha	44,926 ha	44,926 ha
(達成率)	42%	27%	21%	30%	30%	30%

農林水産省調べ

(注) R元年度は機構法等の改正により、人・農地プランの実質化、円滑化団体と農地バンクの統合一体化、農地バンクの手続きの簡素化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組みが強化され、担い手への集積面積の増加の可能性が見込まれるが、現時点で正確に算出することは困難。このため、R元年度以降の推計値については、H28年度からH30年度までの3カ年平均値とした。

		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 （分析対象期間：R1～R3 年度） 本措置の今後の活用計画（平成 30 年度末ベース）は、以下のとおり。 <table><tr><td>農地等の取得計画</td><td>1,066 億円</td></tr><tr><td>準備金積立残高</td><td>728 億円</td></tr><tr><td>今後の積立等必要額</td><td>338 億円</td></tr></table> （注） 1 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。 2 「本措置の今後の活用計画（平成 30 年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。 本措置が延長されない場合には、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まないことから、経営規模の拡大が困難となり、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。	農地等の取得計画	1,066 億円	準備金積立残高	728 億円	今後の積立等必要額	338 億円																																
農地等の取得計画	1,066 億円																																							
準備金積立残高	728 億円																																							
今後の積立等必要額	338 億円																																							
⑤	税収減を 是認する 理由等	《経済波及効果の試算》 ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が 9,564 百万円となる（H30 年度）。 農地への投資が 2,906 百万円、農業用機械等への投資が 20,576 百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として 33,423 百万円となる。 生産誘発額の内訳 ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額 16,711 百万円 ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で 16,712 百万円 （単位：百万円） <table><tr><th colspan="2"></th><th>H28 年度 （実績）</th><th>H29 年度 （実績）</th><th>H30 年度 （実績）</th><th>R 元年度 （見込）</th><th>R2 年度 （見込）</th><th>R3 年度 （見込）</th></tr><tr><td rowspan="3">減収額</td><td>国 税</td><td>4,905</td><td>5,730</td><td>5,341</td><td>5,201</td><td>5,201</td><td>5,201</td></tr><tr><td>地方税</td><td>3,900</td><td>4,530</td><td>4,223</td><td>4,112</td><td>4,112</td><td>4,112</td></tr><tr><td>計</td><td>8,805</td><td>10,260</td><td>9,564</td><td>9,313</td><td>9,313</td><td>9,313</td></tr><tr><td colspan="2">波及効果 （総額）</td><td>20,925</td><td>28,153</td><td>33,423</td><td>32,545</td><td>32,545</td><td>32,545</td></tr></table> 算出根拠：別添 1 参照			H28 年度 （実績）	H29 年度 （実績）	H30 年度 （実績）	R 元年度 （見込）	R2 年度 （見込）	R3 年度 （見込）	減収額	国 税	4,905	5,730	5,341	5,201	5,201	5,201	地方税	3,900	4,530	4,223	4,112	4,112	4,112	計	8,805	10,260	9,564	9,313	9,313	9,313	波及効果 （総額）		20,925	28,153	33,423	32,545	32,545	32,545
		H28 年度 （実績）	H29 年度 （実績）	H30 年度 （実績）	R 元年度 （見込）	R2 年度 （見込）	R3 年度 （見込）																																	
減収額	国 税	4,905	5,730	5,341	5,201	5,201	5,201																																	
	地方税	3,900	4,530	4,223	4,112	4,112	4,112																																	
	計	8,805	10,260	9,564	9,313	9,313	9,313																																	
波及効果 （総額）		20,925	28,153	33,423	32,545	32,545	32,545																																	

			《アンケート調査結果》 農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成 30 年度に農業経営改善計画の認定後 5 年目の者に対するアンケート結果によると、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたとの回答が 782 件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。 また、アンケートで、今後 5 年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が 833 件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケート結果によると今後 5 年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいとの回答が 620 件、合計 1,453 件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があるものの推測される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。 経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。 農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価 平成 29 年 8 月（農水 01）

1. 減税見込額積算

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH29年度予算額→H30年度予算額の増減率：(611,430百万円－655,922百万円)÷655,922百万円＝▲6.78%

対象交付金総額のH30年度予算額→R元年度予算額の増減率：(595,366百万円－611,430百万円)÷611,430百万円＝▲2.63%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

	H24年度	H29年度	平均増加率
適用件数計	2,463	4,889	14.70%
農業経営基盤強化準備金	1,640	3,165	14.05%
農用地等を取得した場合の課税の特例	823	1,724	15.94%

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

H28年度	農業経営基盤強化準備金	222億円(H28年度適用総額)×15%(税率)＝33.3億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105億円(H28年度適用総額)×15%(税率)＝15.8億円(減税額)
H29年度	農業経営基盤強化準備金	239億円(H29年度適用総額)×15%(税率)＝35.9億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143億円(H28年度適用総額)×15%(税率)＝21.5億円(減税額)
H30年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	239億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)＝223億円(H30年度適用見込額)
		223億円(H30年度適用総額)×15%(税率)＝33.4億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)＝133億円(H30年度適用見込額)
R元年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	133億円(H28年度適用総額)×15%(税率)＝20.0億円(減税額)
		223億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)＝217億円(R元年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	217億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)
R2年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	133億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)＝130億円(R元年度適用見込額)
		130億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝19.5億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	217億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)
R3年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	130億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝19.5億円(減税額・見込)
		217億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝32.5億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	130億円(R1年度適用見込額)×15%(税率)＝19.5億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (見込)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	20,845	20,845
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	222	239	223	217	217
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105	143	133	130	130
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	33.3	35.9	33.4	32.5	32.5
	農用地等を取得した場合の課税の特例	15.8	21.5	20.0	19.5	19.5

注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、H30年度以降は見込み値。

注2) H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。

注3) H28年度とH29年度の減税見込額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用総額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は1(3)のとおり。

注4) 減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区 分	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (見込)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	22,373	23,470
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
減税見込額(百万円)注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,650	2,833	2,641	2,571
		道府県民税	169	179	167	162
		市町村民税	512	542	505	492
		事業税	1,375	1,475	1,375	1,339
		地方法人特別税	594	637	594	578
	農用地等を取得した場合の課税の特例	計	1,251	1,698	1,583	1,541
		道府県民税	80	107	100	97
		市町村民税	242	325	303	295
		事業税	649	884	824	802
		地方法人特別税	280	382	356	347

注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、平成30年度以降は見込み値。

注2) H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。

注3) H28年度とH29年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の影響額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

H30見込＝2,833(H29実績)×(100－6.78)%＝2,641

R1見込＝2,641(H30見込)×(100－2.63)%＝2,571

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額